



《労農記者クラブ扱い》

大阪労働局発表
平成24年5月28日

担	大阪労働局労働基準部安全課
当	電 話 06-6949-6496

6月に労働災害防止に向けた強調取組を展開

－大阪危険ゼロ先取運動について－

大阪労働局（局長 西岸 正人）では、死亡災害の減少をはじめとする安全で安心な職場づくりを目指して、平成24年度の大阪危険ゼロ先取運動の実施要綱（以下「要綱」という。別添参照）を定め、「墜落・転落災害」「交通労働災害」及び「はさまれ・巻き込まれ災害」の防止並びに「熱中症」予防の4つの事項を重点として強調期間を定め取り組むこととしている。

6月に強調取組を集中的に展開する。

1 大阪労働局長による安全パトロール

- ・ 6月1日（金） 「『墜落・転落災害』の防止」強調取組の一環として、「あべのハルカス」建設工事（大阪市阿倍野区）の安全パトロールを実施する。
- ・ 6月15日（金） 「『はさまれ・巻き込まれ災害』の防止」強調取組の一環として、大手製造工場（摂津市）の安全パトロールを実施する。

2 局・各監督署でセミナー等を開催

- ・ 6月に開催される関係団体等の安全大会で労働災害防止の徹底を呼びかけるとともに、全国安全週間中の7月2日（月）に「大阪危険ゼロ先取運動推進大会」開催し、労働災害防止の機運の醸成を図る。
- ・ 局において6月4日（月）を皮切りに7月にかけて、「職場における熱中症予防対策セミナー」を5回開催する。
- ・ 各監督署において、各種災害防止講習会・集団指導等を開催。府下で201回開催する。

3 ポスターを作成し、労働災害防止の周知啓発

- ・ 局において周知啓発用のポスターを作成し、関係団体等に配付。「安全の見える化」の普及促進、労働災害防止の徹底を図る。

4 個別指導等を集中的に実施

- ・ 6月中、各監督署において労働災害が多発傾向にある事業場、墜落・転落災害が懸念される建設現場等560件について、個別指導、安全パトロールを実施する。

1 平成24年の死亡災害の状況

平成24年5月20日現在における大阪府内の労働災害による死亡者数は、前年同期の14人から6人増加し20人となり42.9%増と急増している。

業種別では、建設業6人（前年同期比+1人）、運輸業2人（前年同期比+1人）、製造業6人（前年同期比+1人）、商業2人（前年同期比+1人）等である。

事故の型別では、次のとおりである。

- ・墜落・転落災害は8人で、前年同期に比べ6人の増加と急増している。
- ・交通事故は3人で、前年同期と同数であるが、墜落・転落災害に次いで多い状況であった。
- ・はさまれ・巻き込まれ災害は3人で、前年同期に比べ2人減少している。

2 平成24年度の大阪危険ゼロ先取運動の取組について

平成24年度の大阪危険ゼロ先取運動においては、「墜落・転落災害」「交通労働災害」「はさまれ・巻き込まれ災害」の防止及び「熱中症」の予防の4つの項目を重点として、強調期間を定め、集中的に労働災害防止のための周知啓発活動を行うこととしている。

強調期間中は、関係団体と連携して、安全大会、研修会、安全パトロール等を実施することにより、集中的な周知啓発を実施することとしている。

(1) 「墜落・転落災害」の防止（要綱別紙1）

強調期間～6月、10月、12月及び3月

(2) 「交通労働災害」の防止（要綱別紙2）

強調期間～6月及び9月

(3) 「はさまれ・巻き込まれ災害」の防止（要綱別紙3）

強調期間～6月及び12月

(4) 「熱中症」の予防（要綱別紙4）

強調期間～6月から9月まで

* 昨年度との変更点

- ・強調期間を定めて取り組む事項に、昨年の死亡者数が9人から13人に急増した「はさまれ・巻き込まれ災害」の防止を加えた。
- ・新たに「『安全の見える化』の普及促進」を加えた。
 - 『安全の見える化』は、職場にひそむ危険を写真等により目に見える形にすることにより行う効果的な安全活動の手法で、業種・事業場規模に関係なく取り組むことができる自主的な安全衛生活動である。

大阪危険ゼロ先取運動（平成 24 年度）実施要綱

～安全で安心な職場づくり～

大阪労働局

1 趣旨

平成 20 年度を初年度とする大阪危険ゼロ先取運動は、大阪における安全・安心な職場環境を目指し、労働災害防止を大幅に削減させるための周知啓発活動である。

本年度は、大阪労働局労働災害防止計画の目標を達成するとともに、死傷災害を前年比 5%以上減少させるため、従来から取り組んできたリスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進のほか、「安全の見える化」を促進し、労働現場に潜む危険をゼロに近づける自主的な労働災害防止活動の確立を図ることとし、大阪労働局、管内各労働基準監督署、各労働災害防止団体及び関係者が連携して積極的に本運動を展開する。

2 スローガン

「PDCAまわして安全 職場のリスク減らして安心」

3 期間

平成 20 年度から 5 年間

4 主唱者

大阪労働局及び管内各労働基準監督署

5 協賛者

社団法人 大阪労働基準連合会
中央労働災害防止協会 近畿安全衛生サービスセンター
中央労働災害防止協会 大阪労働衛生総合センター
中央労働災害防止協会 大阪安全衛生教育センター
建設業労働災害防止協会 大阪府支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 大阪府支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 大阪総支部
林業・木材製造業労働災害防止協会 大阪府支部
社団法人 日本ボイラ協会 大阪支部
社団法人 日本クレーン協会 近畿支部
社団法人 建設荷役車両安全技術協会 大阪府支部
社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 大阪支部

6 協力者

公益社団法人 関西経済連合会
大阪商工会議所
大阪府中小企業団体中央会
社団法人 大阪建設業協会
社団法人 大阪府トラック協会

(※協賛者及び協力者の各社団法人名称は平成24年3月現在の名称を使用)

7 平成24年度における大阪危険ゼロ先取運動の主な内容

- (1) 「安全衛生表彰式及び大阪危険ゼロ先取運動推進大会」(7月2日)
- (2) 「大阪・健康づくりフォーラム」(10月2日)
- (3) 健康確保キャンペーン(9月、10月)
- (4) 大阪労働局長による安全衛生パトロール(6月)
- (5) 全国安全(労働衛生)週間及び準備期間における集中的な周知啓発活動
- (6) 「墜落・転落災害」(別紙1)、「交通労働災害」(別紙2)及び「はさまれ・巻き込まれ災害」(別紙3)の防止並びに「熱中症」の予防(別紙4)

8 平成24年度における周知啓発事項

- (1) 「墜落・転落災害」の防止(強調期間6月、10月、12月、3月)
- (2) 「交通労働災害」の防止(強調期間6月、9月)
- (3) 「はさまれ・巻き込まれ災害」の防止(強調期間6月、12月)
- (4) 「熱中症」の予防(強調期間6月～9月)
- (5) 「安全の見える化」の普及促進
- (6) 安全衛生に係るリスクアセスメントの普及促進
- (7) メンタルヘルス対策の充実
- (8) 過重労働を生じさせない労働条件の改善と健康管理
- (9) 定期健康診断における有所見率の改善
- (10) 職場における受動喫煙の防止

墜落・転落災害防止に関する取組

大阪労働局

1 趣旨

「墜落・転落災害」による死亡者数は、過去10年間、20人台前半で推移し、平成22年には17人と減少したものの、平成23年は21人と増加し、事故の型別では、最多であり、死亡者数の3分の1以上を占めている。また、その5割以上の12人が建設業で発生している。

「墜落・転落災害」による死傷者数は、全災害の15%弱を占めており、その25%弱は陸上貨物運送事業及び建設業でそれぞれ発生している。

このような状況から、建設業、陸上貨物運送事業において、墜落・転落災害を減少させることが、労働災害の大幅な減少に効果的であるため、重点的に取り組むこととする。

2 重点対象業種

- (1) 建設業
- (2) 陸上貨物運送事業

3 建設業に対する取組内容

(1) 墜落・転落災害防止強調期間

ア 6月、10月、12月及び3月を墜落・転落災害防止強調期間として定め、建設業労働災害防止協会大阪府支部（以下「建災防」という。）等と連携した取組を実施する。

イ 強調期間における取組

(ア) 局の実施事項

- ① 安全週間準備月間中に、建設現場の局長パトロールを実施し、墜落・転落災害防止について周知及び対策の徹底を図る。（6月）
- ② 局幹部職員が参加する建災防とのパトロールを実施し、墜落・転落災害防止について周知及び対策の徹底を図る。（10月）

(イ) 署の実施事項

- ① 強調期間に実施する安全大会及び研修会等の集団指導において、墜落・転落災害防止について、周知及び対策の徹底を図る。
- ② 強調期間中に実施する建災防とのパトロールに、署幹部が参加し、墜落・転落災害防止について、周知及び対策の徹底を図る。

(2) 通年の取組（局・署）

安全大会、研修会及びパトロール等あらゆる機会をとらえて、墜落・転落災害防止について、周知及び対策の徹底を図る。

(3) 現場所長「安全宣言」運動（局・署）

墜落・転落災害防止に関する意識高揚を図るため、現場所長「安全宣言」運動の宣言内容に、墜落・転落災害防止に関する事項を盛り込むよう要請する。

(4) 呼びかけのポイント

- ア 「安全の見える化」に取り組みましょう。
- イ リスクアセスメント作業手順書を作成し、守りましょう。
- ウ 足場の作業開始前安全点検を実施しましょう。
- エ 安全帯を確実に使用しましょう。

4 陸上貨物運送事業に対する取組内容

(1) 局の実施事項

- ア 交通労働災害防止に関する研修会等において、「荷役作業時の労働災害を防止しましょう」及び「荷役作業を安全に」のリーフレット等を活用し、荷役作業時の墜落・転落災害防止について周知及び対策の徹底を図る。(6月、9月)
- イ 積卸し作業指揮者を対象とした荷役作業時の労働災害防止の講習会において、「荷役作業時の労働災害を防止しましょう」及び「荷役作業を安全に」のリーフレット等を活用し、荷役作業時の墜落・転落災害防止について周知及び対策の徹底を図る。(6月)
- ウ また、あらゆる機会をとらえて、荷主等に対して「荷主の皆さまへ 自社構内での荷役作業の安全確保にご協力ください」のリーフレット等を活用し、要請を行う。(通年)

(2) 署の実施事項

集団指導及び労働災害防止団体等とのパトロールにおいて、局と同様の取組を行う。(通年)

(3) 呼びかけのポイント

- ア 「安全の見える化」に取り組みましょう。
- イ 安全な作業床を設けましょう。
- ウ 安全な昇降設備を使いましょう。
- エ 荷役作業では、保護帽（墜落用）を必ず着用しましょう。

交通労働災害防止に関する取組

大阪労働局

1 趣旨

平成23年の「交通労働災害」による死亡者数は、前年と同様の13人であり、事故の型別では、はさまれ・巻き込まれ災害と同数で、2番目に多く2割以上を占めている。そのうち4人が建設業、3人が陸上貨物運送業及び商業でそれぞれ発生している。

なお、死傷者数の業種別では、陸上貨物運送業において多く発生している。このような状況から、陸上貨物運送業を中心に交通労働災害を減少させることが、労働災害の大幅な減少に効果的であるため、取り組むこととする。

2 重点対象業種

陸上貨物運送事業

3 陸上貨物運送事業に対する取組内容

(1) 交通労働災害防止強調期間

ア 6月及び9月を交通労働災害防止強調期間として定め、陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部（以下「陸災防」という。）等と連携した取組を実施する。

イ 強調期間における取組

(ア) 局の実施事項

- ① 安全管理者等を対象とした能力向上講習会において「ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法」の取組について周知を図る。(9月)
- ② 交通労働災害防止担当管理者等を対象とした講習会において「リスクアセスメント手法」について周知を図る。(6、9月)
- ③ 大阪府交通労働災害事例研究会に対する交通労働災害発生状況等の情報提供を行う。(6月)
- ④ 大阪府高速道路交通安全連絡会及び過積載防止対策懇談会等を通じ、関係行政機関及び事業者団体等と連携し、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知及び遵守の徹底を図る。(6月、9月)

(イ) 署の実施事項

陸災防の分会と連携して周知啓発活動を実施している署においては、当該活動を6月又は9月に実施するものとする。

(2) 通年の取組(局)

陸災防が実施する交通労働災害防止に関する取組に対し、指導援助を行う。

(3) 呼びかけのポイント

- ア 「安全の見える化」に取り組みましょう。
- イ リスクアセスメントを実施し運転に活かしましょう。
- ウ 適正に作成された走行計画を守りましょう。
- エ 睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間管理をしましょう。
- オ 点呼の実施と交通労働災害防止に関する教育を行いましょう。

4 陸上貨物運送事業以外の業種に対する取組内容

(1) 局の実施事項

- ア 新聞販売業に対し集団指導を実施する。(6月)
- イ ハイヤー・タクシー業、保険業、社会福祉施設、警備業及び一般飲食店の事業者団体に対し交通労働災害防止に係る文書要請を実施し、広報誌又はホームページに「交通労働災害防止のためのガイドライン」の要旨及び災害事例を掲載する等により会員事業場に対し周知啓発を図らせる。(6月)
- ウ 平成23年に交通労働災害を発生させた事業場が複数以上ある本社に対して要請等を実施する。

(2) 署の実施事項

- 集団指導及び災害防止団体等の指導等、あらゆる機会をとらえて、対象業種を問わず、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知及び遵守の徹底を図る。(通年)

(3) 呼びかけのポイント

- ア 「安全の見える化」に取り組みましょう。
- イ KYマップを作成しましょう。
- ウ 交通事故の事例を活かした安全運転をしましょう。

はさまれ・巻き込まれ災害防止に関する取組

大阪労働局

1 趣旨

平成23年のはさまれ・巻き込まれ災害による死亡者数は13人で、前年の9人から増加し、交通事故とともに、事故の型別で2番目となっている。業種別では製造業で5件発生し、全体の3割を超えている。また、死傷者数の業種別では、約6割が製造業において発生している。

このような状況から、製造業において、はさまれ・巻き込まれ災害を減少させることが労働災害の大幅な減少に効果的であるため取り組むこととする。

2 重点対象業種

製造業

3 取組内容

(1) はさまれ・巻き込まれ災害防止強調期間

ア 6月及び12月をはさまれ・巻き込まれ災害防止強調期間として定める。

イ 強調期間における取組

(ア) 局の実施事項

- ① 安全週間準備月間中に、製造現場の局長パトロールを実施し、はさまれ・巻き込まれ災害防止について周知及び対策の徹底を図る。(6月)
- ② 局幹部によるパトロールを実施し、はさまれ・巻き込まれ災害防止について周知及び対策の徹底を図る。(12月)
- ③ はさまれ・巻き込まれ災害防止について広報誌等に掲載し、周知及び対策の徹底を図る。

(イ) 署の実施事項

強調期間中に実施する安全大会、研修会、パトロール等に、署幹部が参加し、あらゆる機会を利用してはさまれ・巻き込まれ災害防止について周知及び対策の徹底を図る。

(2) 通年の取組

ア 局の実施事項

- (ア) 安全大会、研修会、パトロール、集団指導等あらゆる機会をとらえて、はさまれ・巻き込まれ災害防止について周知及び対策の徹底を図る。
- (イ) 労働災害防止団体等の広報誌に記事掲載を依頼し、はさまれ・巻き込まれ災害防止について周知及び対策の徹底を図る。

イ 署の実施事項

安全大会、研修会、パトロール等あらゆる機会をとらえて、はさまれ・巻き込まれ災害防止について周知及び対策の徹底を図る。

(3) 呼びかけのポイント

- ア 「安全の見える化」に取り組みましょう
- イ リスクアセスメントに基づいた作業手順書を作り、守りましょう。
- ウ 作業開始前のKY活動を実施しましょう。
- エ 機械の修理や点検時の運転停止を徹底しましょう。

熱中症予防に関する取組

大阪労働局

1 趣旨

最近5年間（平成19年から同23年まで）の熱中症の発生状況をみると、死亡災害が4件、休業4日以上災害が93件発生しているほか、労働者災害補償保険法による療養補償に係る給付件数が年々増加する傾向にある。

熱中症は、真夏日の日数や熱帯夜の日数が多くなると発生件数も増加する傾向にあり、大阪府内においては熱帯夜の日数が2000年代には1980年代の約1.7倍に増え、救急搬送される熱中症患者も年々増加している。

このような状況から、全業種において、夏季に集中的に啓発指導等を行うことが、熱中症の予防に大きな効果を期待できるため、取り組むこととする。

2 重点対象業種

全業種

（熱中症は、屋外の作業場だけではなく、高温多湿な屋内作業場においても多く発生していることから、製造業等の屋内型の事業場に対しても積極的な取組を実施する。）

3 取組内容

（1）熱中症予防強調期間

6月、7月、8月及び9月を熱中症予防強調期間として定める。

（2）強調期間における取組

ア 局の実施事項（強調期間の準備事項を含む。）

（ア）5月下旬から7月上旬までの間、大阪産業保健推進センターと連携を図り「熱中症予防対策セミナー」を5回開催する。

（イ）「職場における熱中症予防のための連絡協議会」を開催する。（5月）

（ウ）大阪府内の熱中症に関する統計及び災害事例等を作成し、署における集団指導等の資料提供を行う。（5月）

（エ）社団法人大阪労働基準連合会及び建設業労働災害防止協会大阪府支部の広報誌等への記事掲載を要請する。（5月）

（オ）平成23年度における事業場に対する指導実施状況について、取りまとめた結果を広報する。（5月）

イ 署の実施事項

（ア）集団指導、研修会及びパトロール等あらゆる機会をとらえて、「職場における熱中症予防対策要綱」（以下「要綱」という。）の周知を図る。

- (イ) 強調期間中における事業場に対する指導の実施に当たっては、要綱に基づく取組状況の確認を行う。
- (3) 呼びかけのポイント
 - ア 熱中症予防に関する「見える化」に取り組みましょう。
 - イ こまめに水分・塩分をとりましょう。
 - ウ 睡眠を十分にとり体調管理に気をつけましょう。
 - エ 作業前には健康状況をチェックしましょう。
 - オ 休憩は風通しのよい涼しい場所でとりましょう。
 - カ 少しでも体調不良を感じたときは、早めに申し出て医療機関で診察を受けましょう。
 - キ 屋外作業場においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等の設置に努めましょう。